

神川町新型インフルエンザ対策事業継続計画



平成22年5月

神 川 町

目 次

1	事業継続計画とは	1
2	事業継続計画の実施時期	1
3	事業継続計画の実施	1
4	継続事業の分類	2
	[各課の対応]	
	総務課	3
	総合政策課	5
	税務課	6
	町民福祉課	7
	保険健康課	9
	経済環境課（農業委員会除く）	10
	経済環境課（農業委員会）	11
	建設課	12
	会計課	13
	議会事務局	14
	学務課	15
	生涯学習課	16
	水道課	17
	地域総務課	18
	産業観光課	20
5	参考資料	
	感染拡大防止策の例	21

1 事業継続計画とは

新型インフルエンザのまん延期では、国の想定で全人口の4人に1人が罹患し、流行は2か月間続くとされています。また、職場では、本人及び家族の罹患により職員の最大40%が欠勤し、欠勤期間は10日間程度、その状態が2か月間続くと予想されています。これらは、社会経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低限の生活すら維持することが困難になる恐れがあります。

このため、新型インフルエンザまん延期でも町民生活を維持するため、事業継続計画を策定し、継続すべき重要事業の選定、職員の勤務体制をあらかじめ定め、非常時に対応するものです。

なお、新型インフルエンザはウイルスの種類により毒性の強さや感染状況も様々であることが予想されます。本計画は発生状況に応じ、柔軟に対応することとします。

2 事業継続計画の実施時期

新型インフルエンザ対策行動計画で規定した3号配備（非常体制）時を想定し、実施時期は新型インフルエンザ対策本部で判断するものとします。

3 事業継続計画の実施

（1）職員体制

職員体制を編成するにあたり、職場における感染防止策を講じるとともに、職員の健康状態の把握、職員の家族の発症状況の把握をし、罹患した職員を出勤させないよう配慮するとともに、ローテーション等により適切な配置に努めるものとします。出勤職員は各課の60%を想定し、配置計画は各課長が課ごとに行うものとします。

（2）非常時での事業継続の基本的考え方

役場業務は、原則として重要事業（ごみの収集等住民生活を支えるために継続が必要な事業）に限り事業の継続を図り、その他の事業は感染拡大がなくなるまでは、縮小または休止とします。

特に、新型インフルエンザに罹患した人が重篤化し、また死亡者が出るなど緊急事態に陥った場合は、感染拡大防止を図るため、保育所（園）、学校、施設等は休園、休校、休止し、町が主催するイベント等の中止、住民への外出自粛の要請などを行うものとします。

社会機能の維持に関わる事業の職員は、感染拡大防止策を徹底するとともに、本計画にそって事業の継続に努めるものとします。

また、事務事業を遂行するにあたっての具体的手法は、本計画を基本としたうえ、課ごとに、日頃から有事の際を想定し、創意工夫して対応策を作成しておくものとします。

4 継続事業の分類

新型インフルエンザまん延時の各課の対応を、基本的な考え方に基づき、次の4つに分類する。事務事業の内容は神川町事務分掌条例施行規則（平成18年規則第4号）及び会計課、議会事務局、学務課、生涯学習課、水道課は事務分掌関係例規の規定によるものとします。

A 従来どおり、継続しなければならない事務事業

ごみ収集等、住民生活を支えるため中止できない事務事業については、感染予防対策を講じつつ、業務を縮小して継続します。

B 取扱い方法を変更して縮小し対応する事務事業

窓口対応を継続すると、窓口での町民同士の感染や職員と来庁者の間で感染が広がる可能性が高くなります。そのため、窓口対応は中止し、電話や郵送、ファクシミリ、電子メールによる方法に変更します。

C 中断及び中止する事務事業

保育所（園）、幼稚園、学校等は休園、休校し、多くの人を集めて行う町主催の講座等は、感染拡大の可能性がなくなるまで一時的に中止にします。

D 関係施設

多くの人が集まる施設等の場の提供を続けると、利用者間で感染が拡大する危険性が高くなります。町立施設の使用は、感染拡大がなくなるまで一時的に中止し、既に予約されている場合は、取り消しを行います。

課名	総務課	職員数	9	6割の職員数	5.4
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎、庁用車、庁内施設の維持及び管理に関すること ・秘書及び交際に関すること ・公印の保管に関すること ・庁議に関すること ・防災、防犯及び消防に関すること ・国民保護に関すること ・総合支所との連絡調整に関すること ・その他各課に属さない事項に関すること 					
B 取扱い方法を変更して縮小し対応する事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・条例及び規則に関すること ・直接請求に関すること ・不服申し立て、行政訴訟等行政争訟に関すること ・議会との連絡に関すること ・境界変更（字界変更は除く。）に関すること ・自衛官募集に関すること ・町村会に関すること ・選挙及び選挙管理委員会に関すること ・業者指名委員会に関すること ・庁中令達及び取締りに関すること ・名誉町民に関すること ・行政手続法（平成5年法律第88号）に関すること ・固定資産評価審査委員会に関すること ・区長会に関すること ・公営住宅に関すること ・情報公開及び個人情報保護に関すること ・職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること ・職員の服務、研修及び勤務成績の評定に関すること ・職員の分限及び懲戒に関すること ・職員の福利及び厚生に関すること ・職員の定数に関すること ・職員の公務災害補償に関すること ・監査委員に関すること ・公平委員会に関すること ・特別職の委嘱及び報酬に関すること 					

<ul style="list-style-type: none"> ・人権政策に関すること ・人権政策の庁内連絡調整に関すること ・男女共同参画に関すること ・人権擁護委員に関すること
C 中断及び中止する事務事業
<ul style="list-style-type: none"> ・文書管理に関すること ・庁中儀式に関すること ・褒章及び表彰に関すること
D 関係施設
<ul style="list-style-type: none"> ・神川町役場庁舎

6割の職員数については小数点以下切り捨ててあります。

課名	総合政策課	職員数	7	6割の職員数	4.2
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域行政に関すること ・ 政策形成に係る調査研究及び町長の特命に関すること ・ 広聴及び広報に関すること ・ 情報処理の総合的企画及び調整に関すること ・ 公有財産（他の所管に属するものを除く。）の管理に関すること 					
B 取扱い方法を変更して縮小し対応する事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 町行政の総合的企画及び調整に関すること ・ 地方分権及び権限委譲の調整に関すること ・ 統計に関すること ・ 予算に関すること ・ 財政計画に関すること ・ 決算統計に関すること ・ 契約事務に関すること ・ 工事検査に関すること ・ 公有財産（他の所管に属するものを除く。）の登記に関すること ・ 地域審議会に関すること ・ 合併に係る総合支所との連絡調整（他の所管に属するものを除く。）に関すること ・ 過疎対策の企画調整に関すること 					
C 中断及び中止する事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合振興計画の策定等に関すること ・ 組織機構及び事務改善に関すること ・ 生涯学習の総合的企画及び調整に関すること ・ 自治振興及び文化行政に関すること ・ 地域間交流及び国際交流に関すること ・ 行財政改革に関すること 					
D 関係施設					
-					

課名	税務課	職員数	10	6割の職員数	6
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 町県民税及び法人町民税の賦課調定に関する事 ・ 国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の賦課調定に関する事 ・ 固定資産税の賦課調定に関する事 ・ 軽自動車税の賦課調定に関する事 					
B 取扱い方法を変更して縮小し対応する事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 町税、県民税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収並びに督促、差押え等滞納処分に関する事 ・ 過誤納金還付（充当）に関する事 ・ 町たばこ税に関する事 ・ 国税の申告指導に関する事 ・ 事業開始若しくは廃止届又は法人の設立若しくは解散等に関する事 ・ 国有資産等所在市町村交付金に関する事 ・ 租税公課諸証明の交付に関する事 ・ 納税思想の普及・納税広報に関する事 ・ 諸証明の発行等、窓口業務 ・ 税の申告受付及び相談業務に関する事 					
C 中断及び中止する事務事業					
なし					
D 関係施設					
-					

課名	町民福祉課	職員数	11 保育所 30	6割の職員数	6.6 18
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍に関すること ・ 住民基本台帳及び外国人登録に関すること ・ 印鑑登録及び証明に関すること ・ 埋火葬の許可に関すること ・ 保育所、学童保育に関すること ・ 児童福祉に関すること ・ 母子又は父子福祉に関すること ・ 生活保護に関すること ・ ホームレスの相談及び保護に関すること ・ 行旅病人及び行旅死亡人に関すること ・ 高齢者福祉に関すること ・ 身体障害者福祉に関すること ・ 知的障害者福祉に関すること ・ 精神障害者福祉に関すること ・ 罹災者の援護に関すること 					
B 取扱い方法を変更して縮小し対応する事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口動態調査に関すること ・ 犯歴及び成年後見に関すること ・ 相続税法（昭和25年法律第73号）による報告に関すること ・ 住民情報の管理に関すること ・ 乳幼児医療費の支給に関すること ・ 重度心身障害者医療費の支給に関すること ・ ひとり親家庭等の医療費の支給に関すること ・ 青少年健全育成に関すること ・ 民生委員及び児童委員に関すること ・ 各種証明書の発行に関すること 					
C 中断及び中止する事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護司及び更生保護女性会に関すること ・ 戦傷病者、戦没者及び遺族に関すること ・ 老人クラブに関すること ・ ふれあいサロン事業に関すること ・ 各団体の会議及び研修会に関すること 					

<ul style="list-style-type: none">・家庭訪問活動に関すること・保育料滞納徴収に関すること・100歳のお祝いに関すること・住民基本台帳閲覧に関すること
D 関係施設
<ul style="list-style-type: none">・子育て支援センター・神川町立丹荘保育所・神川町立青柳保育所

課名	保険健康課	職員数	25	6割の職員数	15
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 神川町国民健康保険診療所に関すること ・ 神川町保健センターに関すること 					
B 取扱い方法を変更して縮小し対応する事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険事業に関すること ・ 老人保健事業に関すること ・ 後期高齢者医療事業に関すること ・ 国民年金に関すること ・ 介護保険事業に関すること ・ 神川町地域包括支援センターに関すること ・ 神川町総合福祉センターに関すること 					
C 中断及び中止する事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・ なし 					
D 関係施設					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 神川町国民健康保険診療所 ・ 神川町保健センター ・ 神川町総合福祉センター 					

課名	経済環境課(農業委員会除く)	職員数	9	6割の職員数	5.4
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業災害に関する事 ・ 病虫害の防除及び防疫に関する事 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する事 ・ ごみ減量化及び資源対策の推進に関する事 ・ 環境衛生に関する事 ・ 墓地に関する事 ・ 農林漁業の振興に関する事 					
B 取扱い方法を変更して縮小し対応する事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業振興地域整備計画に関する事 ・ 農用地利用増進に関する事 ・ 農林金融に関する事 ・ 商工業の振興に関する事 ・ 労働及び消費者行政に関する事 ・ 産業振興に関する事 ・ 土地改良事業に関する事 ・ 中山間事業及び山村振興事業に関する事 ・ 農業水利事業に関する事 ・ 農業土木及びかんがい排水事業等に関する事 ・ 廃棄物に係る環境保全及び資源化等に関する企画及び調整に関する事 ・ 公害に関する事 ・ 自然保護に関する事 					
C 中断及び中止する事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光に関する事 ・ 地球温暖化対策に関する事 ・ 犬の登録及び狂犬病予防に関する事 					
D 関係施設					
-					

課名	経済環境課（農業委員会）	職員数	2	6割の職員数	1.2
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公印の管守に関する事 ・ 条例、規則等に関する事 ・ 農地法（昭和27年法律第229号）による申請、調査、小作契約等に関する事 ・ 農業委員会の会議に関する事 					
B 取扱い方法を変更して縮小し対応する事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の任免、服務、給与等に関する事 ・ 農業委員会の予算の執行及び管理に関する事 ・ 土地改良法（昭和24年法律第195号）による交換分合等に関する事 ・ 農地関係訴訟、訴願、農事調停等に関する事 ・ 国有農地に関する事 ・ 農家台帳の保管に関する事 ・ 独立行政法人農業者年金基金からの委託業務に関する事 ・ 農業委員会委員選挙人名簿に関する事 					
C 中断及び中止する事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 主管事務の統計に関する事 ・ 農業生活、農業経営及び農民生活に関する調査、研究、情報提供等に関する事 ・ 農業及び農民に関する事項について意見の公表、他の行政庁に対する建議等に関する事 ・ 文書の収受、発送及び保存に関する事 					
D 関係施設					
-					

課名	建設課	職員数	12	6割の職員数	7.2
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、排水路及び橋梁の維持管理に関する事 ・ 水防に関する事 ・ 交通安全に関する事 ・ 交通安全施設の維持管理に関する事 ・ 土木施設の災害復旧に関する事 ・ 公共下水道に関する事 ・ 浄化槽及び生活排水の処理に関する事 ・ その他土木に関する事 					
B 取扱い方法を変更して縮小し対応する事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 土木機械、作業車等の管理に関する事 ・ 国土調査に関する事 ・ 交通災害共済事業に関する事 ・ 公園の管理に関する事 ・ 建築工事の調査設計、施行及び監督に関する事 ・ 土木工事の調査設計、施行及び監督に関する事 ・ 都市計画に関する事 ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）に関する事 ・ 土地売買に関する事 ・ 開発行為に関する事 ・ 辺地対策に関する事 					
C 中断及び中止する事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、排水路及び橋梁用地の取得並びに登記に関する事 ・ 境界査定に関する事 ・ 道路、排水路及び橋梁の計画に関する事 					
D 関係施設					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 神川町営グラウンド ・ ターゲットバードゴルフ場 					

課名	会計課	職員数	3	6割の職員数	1.8
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民税の収入事務に関する事(本庁及び神泉分室共通) ・ 町費の収入支出事務及び決算に関する事(本庁) ・ 町費外の現金出納に関する事(本庁及び神泉分室共通) ・ 県民税の収入事務に関する事(神泉分室) ・ 県収入証紙の売りさばきに関する事(本庁及び神泉分室共通) ・ 指定金融機関に関する事(本庁) ・ 退職手当組合及び共済組合の納付金に関する事(本庁) ・ 公金等の金融機関への送致に関する事(神泉分室) ・ 公金等の会計管理者への送致に関する事(神泉分室) 					
B 取扱い方法を変更して縮小し対応する事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 担保及び保証物件の出納保管に関する事(本庁) ・ その他会計に関する事(本庁及び神泉分室共通) 					
C 中断及び中止する事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務用品の購入及び出納保管に関する事 ・ 不用品の処分に関する事 ・ 出納保管に関する事(神泉分室) 					
D 関係施設					
-					

課名	議会事務局	職員数	2	6割の職員数	1.2
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公印の保管に関すること（庶務） ・ 議場の管理及び取締りに関すること（庶務） ・ 官公署、団体等の連絡に関すること（庶務） 					
B 取扱い方法を変更して縮小し対応する事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員の身分に関すること（庶務） ・ 職員の人事、給与、厚生及び服務に関すること（庶務） ・ 予算の経理及び物品の出納保管に関すること（庶務） ・ 諸経費の支払に関すること（庶務） ・ 議員共済及び互助に関すること（庶務） 					
C 中断及び中止する事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること（庶務） ・ 儀式、交際及び接遇に関すること（庶務） ・ 議長会議、事務局長会議及び議員会に関すること（庶務） ・ 本会議に関すること（議事） ・ 議案の取扱いに関すること（議事） ・ 議決及び決定事項の通知及び報告に関すること（議事） ・ 議員の出欠席に関すること（議事） ・ 議場の整備及び取締りに関すること（議事） ・ 議会の傍聴に関すること（議事） ・ 常任委員会に関すること（議事） ・ 特別委員会に関すること（議事） ・ 請願及び陳情の收受及び処理に関すること（議事） ・ 会議録に関すること（議事） ・ 諸法令の調査に関すること（調査） ・ 条例、規則、規程等の調査に関すること（調査） ・ 議案、請願、陳情等の調査に関すること（調査） ・ 町政の調査並びに資料及び情報の収集に関すること（調査） ・ 委員会における問題の調査に関すること（調査） ・ 議会だよりその他法規資料の編集に関すること（調査） 					
D 関係施設					
-					

課名	学務課	職員数	5	6割の職員数	3
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会の会議に関すること ・教育委員会事務局、学校その他の教育機関の職員の人事、身分、服務及び福利厚生に関すること ・児童生徒の保健、衛生及び福利厚生に関すること ・児童生徒の就学及び免除猶予に関すること ・児童生徒の転入転出に関すること ・幼稚園に関すること 					
B 取扱い方法を変更して縮小し対応する事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・公印の保管及び使用に関すること ・公文書の收受、発送及び保管に関すること ・教育委員会の所掌に係る条例・規則の制定又は改廃に関すること ・学校給食に関すること ・その他学校教育に関すること ・その他、他課に属しないこと 					
C 中断及び中止する事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・教育財産に関すること ・教育委員会の所掌に係る予算の編成に関すること ・法令集・図書等の整備保管に関すること ・教育の調査及び統計に関すること ・教科用図書の選択に関すること ・指導要領に関すること ・学齢簿の編成保管に関すること ・奨学金の事務に関すること ・教職員の研修及び指導に関すること ・学校教育機関等の施設整備計画に関すること ・人権教育に関すること ・学校体育に関すること ・災害共済給付に関すること 					
D 関係施設					
<ul style="list-style-type: none"> ・(神川町立)神川中学校、神泉中学校 ・(神川町立)丹荘小学校、青柳小学校、渡瀬小学校、神泉小学校 ・(神川町立)神川幼稚園 					

課名	生涯学習課	職員数	10	6割の職員数	6
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育団体の指導及び育成に関すること ・社会体育団体の育成及び指導に関すること 					
B 取扱い方法を変更して縮小し対応する事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の推進に関すること ・公民館、地域生涯学習センターその他社会教育機関の設置及び管理運営に関する こと ・社会教育の調査、企画及び指導助言に関すること ・視聴覚教育に関すること ・人権教育に関すること ・文化団体の育成に関すること ・生涯スポーツ及びスポーツ・レクリエーションの振興に関すること ・学校開放施設の使用運営に関すること ・神川町B & G海洋センターの管理運営に関すること ・その他生涯スポーツ施設の管理運営に関すること ・文化財の保護、管理及び活用に関すること ・文化財の指定及び解除に関すること ・民俗資料の収集、保存、活用及び民俗芸能に関すること ・その他文化財に関すること 					
C 中断及び中止する事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習町民会議、社会教育委員会等の会議に関すること ・各種学級、講座の開設及び講習会、講演会その他の集会の開催並びにこれらの奨 励に関すること ・文化行事等の開催及びその奨励に関すること ・体育協会に関すること ・体育指導委員会に関すること ・スポーツ少年団に関すること ・各種体育行事及び体育大会の企画、運営に関すること ・スポーツ・レクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること ・文化財保護審議会に関すること ・文化財の発掘調査に関すること 					
D 関係施設					
<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 33%;">・神川町就業改善センター <li style="width: 33%;">・神川町中央公民館 <li style="width: 33%;">・ステラ神泉 <li style="width: 33%;">・ふれあいセンター <li style="width: 33%;">・B & G海洋センター <li style="width: 33%;">・阿久原センター 					

課名	水道課	職員数	4	6割の職員数	2.4
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出納その他会計事務に関すること ・ 文書及び公印の管理に関すること ・ 広報宣伝に関すること ・ 水道用水の供給に関すること ・ 水道施設の維持、管理に関すること 					
B 取扱い方法を変更して縮小し対応する事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の総合調整に関すること ・ 職員の身分取扱いに関すること ・ 予算、決算に関すること ・ 水道料金その他収納金の調停、徴収に関すること ・ 資産に関すること（ただし、貯蔵品の管理は除く） ・ 量水器の点検に関すること ・ 業務統計に関すること ・ 営業の企画に関すること ・ 水道施設の設計及び工事施行に関すること ・ 契約に関すること ・ 給水装置に関すること ・ 公認業者に関すること ・ 貯蔵品の管理に関すること ・ 水質検査に関すること ・ 配水記録の整理、報告に関すること ・ その他水道施設に関すること 					
C 中断及び中止する事務事業					
なし					
D 関係施設					
-					

課名	地域総務課	職員数	6	6割の職員数	3.6
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・支所の庶務及び事務調整に関すること ・支所管内における電算管理に関すること ・支所の庁舎、車両及びその他の所管財産の維持管理に関すること ・支所管内の消防、防災及び防犯に関すること ・支所管内の広聴及び広報に関すること ・本庁との連絡及び調整に関すること ・戸籍に関すること ・住民基本台帳に関すること ・印鑑登録に関すること ・埋火葬の許可に関すること ・環境衛生に関すること ・水道事業の届出等に関すること ・町営バス業務に関すること ・阿久原簡易郵便局に関すること 					
B 取扱い方法を変更して縮小し対応する事務事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・支所の職員の服務及び福利厚生に関すること ・支所管内の行政区との連絡に関すること ・支所管内の選挙事務に関すること ・支所管内のテレビ難視聴に関すること ・支所管内の町営住宅及び特定公共賃貸住宅に関すること ・申告相談に関すること ・原動付自転車及び小型特殊自動車の標識交付に関すること ・町税、県民税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の納付に関すること ・税務証明及び閲覧に関すること ・国民健康保険事業に関すること ・老人保健事業に関すること ・後期高齢者医療事業に関すること ・国民年金に関すること ・社会福祉協議会に関すること ・高齢者福祉に関すること ・障害者福祉に関すること ・その他福祉に関すること 					

<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業に関すること ・公害に関すること ・その他他課の所管に属さないこと
C 中断及び中止する事務事業
<ul style="list-style-type: none"> ・支所の文書管理に関すること ・過疎事業及び辺地事業に関すること ・神泉地域審議会に関すること ・水源地域の振興に関すること ・犬の登録及び狂犬病予防に関すること
D 関係施設
<ul style="list-style-type: none"> ・神泉総合支所

課名	産業観光課	職員数	7	6割の職員数	4.2
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業					
・支所管内の道路、排水路及び橋梁の維持管理に関する事					
B 取扱い方法を変更して縮小し対応する事務事業					
・支所管内の農業の振興に関する事					
・支所管内の農業振興地域整備計画に係る除外申請等に関する事					
・支所管内の中山間事業に関する事					
・支所管内の農林道等に関する事					
・山村振興対策事業に関する事					
・支所管内の林業の振興に関する事					
・支所管内の商工業の振興に関する事					
・支所管内の労働及び消費者行政に関する事					
・神泉振興協会に関する事					
・支所管内の国土調査に関する事					
・冬桜の宿神泉の運営及び管理に関する事					
C 中断及び中止する事務事業					
・農産加工センター運営に関する事					
・デポジット制度に関する事					
・支所管内の交流事業に関する事					
・観光振興に関する事					
D 関係施設					
・冬桜の宿「神泉」					
・城峯公園					
・城峯公園キャンプ場					

5. 参考資料

感染拡大防止策の例

第1段階（海外発生期）

区 分	対 策 例
一般的な留意事項 （来庁者や職員に 対し注意喚起を行 う）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザの感染状況、予防のための留意事項等についての情報に注意すること。その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとること。 ・ 個人での感染予防や健康状態の維持に努めること ・ 「咳エチケット」に心がけること ・ マスクの着用、手洗い・うがいを励行すること ・ 発生国への渡航を避けること

第2段階（国内発生早期）以降

区 分	対 策 例
一般的な留意事項 （職員に対し、注 意喚起を行う）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば出勤しないこと。 ・ 不要不急の外出や集会を自粛するとともに、不特定多数の集まる場所に集まらないようにすること。 ・ 外出を余儀なくされた場合も交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人ごみに近づかないこと。 ・ 症状のある人（咳やくしゃみなど）とは2メートル以上離れること。 ・ 手で顔を触らない。（接触感染を避けるため）
職場における感染 防止策の実行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場や訪問スペースに出入りする人は必ず手洗いをを行うよう促す。手洗い場所の設置が難しい場合は訪問スペースに入る前に手指消毒液等を設置する。 ・ 不要不急また感染リスクの高い事業の一時停止。 ・ 在宅勤務等の検討。（就業規則等の見直し） ・ 出張や会議の中止。（対面による会議を避け、電話や書面会議とする） ・ 感染拡大状況により、出勤時の職員や来庁者へ問診・検温を行い、疑いのある場合は、職場等への入場制限などを行う。 ・ 窓口では、疑いのある人とはできるだけ2メートル以上離れ、飛沫感染を防ぐ。 ・ 職場内に同時にいる職員の数を減らす。（フレックスタイム制など）
職場の清掃・消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日、職場の清掃・消毒を行う。特に多くの人々が接する場所（ドアノブ、机の上等）は、流行状況により清掃・消毒の頻度を上げる。 ・ 現時点では、新型インフルエンザウイルスの主な感染経路が飛沫感染及び接触感染であることから、空気感染を想定した対策を講じる必要はない。

職員等の健康状態の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欠勤した職員本人や家族の健康状態を確認（発熱の有無や発症者との接触の可能性）し、欠勤理由の把握を行い、本人や家族が感染した疑いがある場合には連絡するように指導する。
事業所で職員が発症した場合の対処	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発症の疑いのある者を会議室等に移動させ、他者との接触を防ぐとともに、できるだけ早い時期での医療機関受診を勧める。 ・ 国等の指導により、保健所等に設置される予定の発熱相談センターに連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針（搬送先等）について指示を受ける。感染拡大の状況により、入院の勧告から自宅療養まで治療方針は刻々と変化するので、情報収集の役割を担っている保健センターとの連携を図る。 ・ 新型インフルエンザに罹患した人が多数重篤化するなど、非常事態に陥った場合を想定し、日頃から事業の絞込みや対応方法、交替勤務等について各課で細部計画を作成しておく。
職員の家族が発症した場合の対処	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員本人だけでなく、同居する家族等の発症についても把握することが望ましい。 ・ 同居家族が発症した場合、職員自身または連絡を受けた事業者は、発熱相談センター（保健所）に連絡して指示を受ける。 ・ 濃厚接触の可能性が高いと判断される場合は、保健所から外出自粛等を要請されることもある。 ・ 自宅待機等の期間が経過した後も発症しなかった場合は、発熱相談センター（保健所）の意見も踏まえ、改めて出勤の可否を検討する。

第3段階（感染拡大期、まん延期、回復期）

区 分	対 策 例
一般的な留意事項（来庁者や職員に対し、注意喚起を行う）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ拡大時には、引き続き国内発生期以降の感染防止策を徹底することが基本となる。その際は、発生段階に応じた国や都道府県等の治療方針に従って行動する。 ・ 現段階における治療方針としては、初期段階は入院勧告を受けることが想定されている。まん延期には、患者の症状の程度から入院の必要性の有無を判断することになる。発熱外来において、患者に入院治療の必要性が認められなければ、必要に応じて投薬を行い、極力自宅での療養を勧めることとしている。 ・ 職員が多数発症することを想定し、日頃から職員の感染状況把握や支援の必要性等の有無について検討、実施できる体制を整備する。 ・ 保健センターを中心に情報収集及び共有を図る体制を整備する。

神川町新型インフルエンザ対策事業継続計画

平成22年5月発行

発行 神川町

編集 神川町保健センター

TEL 0495-77-4041

FAX 0495-77-0550

E-mail : hoken@town.kamikawa.saitama.jp